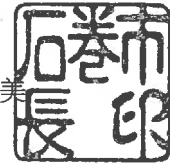


## 入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

令和5年6月21日

石巻市長 齋藤正美



記

### 1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 エネルギー・食料品等価格高騰重点支援金支給事務に係る電話受付及び窓口運営等業務
- (2) 仕様・業務場所等 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務委託期間 契約締結日から令和5年11月15日まで
- (4) 入札方法 制限付き一般競争入札(石巻市制限付き一般競争入札実施要綱(平成20年石巻市告示第125号)第4条第2項第2号に規定する入札前資格審査型)

※ 「非参集型入札」対象業務とする(ホームページの「郵送入札の手続きの変更について(お知らせ)」を参照のこと。)

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 入札日(開札日)において、石巻市契約規則(平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。)第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿の「役務」に宮城県内の本店、支店、営業所のいずれかで登録され、参加希望業種「事務事業委託」又は「その他の役務提供」のいずれかに登録されている者。
- (2) 令和2年度以降に、石巻市と同規模の自治体(人口10万人以上)において、別紙仕様書に掲げる内容と同様の電話受付等受託実績がある者
- (3) 次に掲げる者は、入札に参加することができない。
  - ① 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書に関して、入札参加資格を有する条件を満たさない者
  - ② 令第167条の4に規定する者
  - ③ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成17年石巻市告示第180号)第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者
  - ④ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。
  - ⑤ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認

可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。

- ⑥ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当する者
- ⑦ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適當な相手方に該当するおそれがある者

### 3 入札日程

| 手続等                      | 期間・期日・期限  | 提出場所等   |
|--------------------------|---|---|
| 入札前資格審査用一般競争入札参加申請書の提出期限 | 令和5年7月4日（火）<br>午後5時必着<br>※入札前資格審査用一般競争入札参加申請書は、封かんのうえ提出してください。  | 保健福祉部保健福祉総務課<br>福祉総務係<br>※郵便の場合<br>「一般書留」又は「簡易書留」<br>※持参の場合<br>保健福祉総務課窓口へ提出 |
| 審査結果の通知日                 | 令和5年7月5日（水）   | ファクシミリ又は電子メールにより通知  |
| 入札書の提出期限                 | 令和5年7月11日（火）<br>午後5時必着<br>※入札書の提出方法は、二重封筒（中封筒及び外封筒の二つの封筒）とし、入札書を封かんした中封筒を外封筒に封かんのうえ提出してください。  | 保健福祉部保健福祉総務課<br>福祉総務係<br>※郵便の場合<br>「一般書留」又は「簡易書留」<br>※持参の場合<br>保健福祉総務課窓口へ提出 |
| 入札日（開札日）                 | 令和5年7月12日（水）<br>午前10時   |   |
| 仕様書等の閲覧                  | 令和5年6月21日（金）から<br>令和5年7月11日（火）まで  | 保健福祉部保健福祉総務課<br>福祉総務係<br>※ホームページ上で閲覧可                                       |
| 仕様書等に対する質問の受付            | 令和5年6月21日（金）から<br>令和5年6月28日（水）正午まで<br><br>メール： <a href="mailto:iswelfare@city.ishinomaki.lg.jp">iswelfare@city.ishinomaki.lg.jp</a><br>FAX：0225-22-3454 | 別紙質疑応答書により質問を受け付ける（ファクシミリ又は電子メールによる。）。                                      |
| 回答書の閲覧                   | 令和5年6月29日（木）から<br>令和5年7月11日（火）まで  | 保健福祉部保健福祉総務課<br>福祉総務係<br>※ホームページ上で閲覧可                                       |

(注) 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。）に規定する休日は、庁舎内での仕様書の閲覧等を行うことはできない。

2 担当課窓口における仕様書等及び回答書の閲覧、質問の受付等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）とする。

#### 4 入札参加申請

本公告に示した入札に参加しようとする者は、前記3に示す期限・場所等を厳守し、入札前資格審査用一般競争入札参加申請書（別記様式第1号）及び以下の添付書類各1部を郵便（「一般書留」又は「簡易書留」。以下同じ。）若しくは担当課窓口へ持参により提出して、資格審査を受けなければならない。

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出にかかる費用は、入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- ① 営業概要表（別記様式第2号）
- ② 類似納入等の実績調書（別記様式第3号）
- ③ 上記②の実績が確認できる契約書又は仕様書等の写し

#### 5 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格審査書類を提出した者の審査結果については、制限付き一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知する（この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。）。

#### 6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金及び契約保証金は、免除する。

#### 7 入札の回数

- (1) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の価格の入札がない場合は、再度入札を行うものとし、再度入札の回数は、1回とする。
- (2) 初度の入札で無効となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合には、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約に切り替える。

#### 8 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札前資格審査用一般競争入札参加申請書又は入札参加資格審査書類に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2(1)に掲げる要件を満たさない者のした入札及び前記2(2)に掲げる者のした入札は、無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）は、無効とする。

#### 9 落札者の決定等

- (1) 入札を行った者のうち、予定価格以下の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数

を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

- (3) 落札者は、契約締結までに落札金額に基づく内訳書を提出すること。

## 10 入札結果の通知

本入札の結果が確定した場合は、その結果を電子メール等で入札参加者へ通知する。

## 11 その他

- (1) 入札に参加する者は、本公告のほか、別紙エネルギー・食料品等価格高騰重点支援金支給事務に係る電話受付及び窓口運営等業務仕様書及び契約規則等、関係法令を遵守すること。
- (2) 落札者は、この委託契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 実際に生じた本市の損害額が上記(2)の規定による損害賠償金を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。  
また、本規定は上記(2)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後においても適用する。
- (4) 詳細又は不明な点については、石巻市保健福祉部保健福祉総務課福祉総務係に照会のこと。

電話：0225-95-1111（内線 2458） FAX：0225-22-3454

Eメールアドレス：iswelfare@city.ishinomaki.lg.jp